

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は契約候補者の企画提案内容に合わせ仕様書を修正のうえ、契約を締結する。

令和7年度彩の国ふれあいピック（秋季大会）開催事業 業務委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度彩の国ふれあいピック（秋季大会）開催事業業務委託

2 業務の目的

障害者の体力維持、増進ならびに社会参加の推進を図るため、県民総合スポーツ大会事業の一環として、すべての障害者にとって親しみやすいスポーツ体験イベントを開催し、広く障害者スポーツ活動を普及させるとともに、障害者の多様なスポーツ活動への参加機会の拡大を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日

4 委託料の上限額

4, 212, 000円以内（税込み）

5 業務内容

本業務は、以下の（1）～（2）の業務で構成する。

（1）彩の国ふれあいピック（秋季大会）開催事業業務

（2）その他の業務

（1）彩の国ふれあいピック（秋季大会）開催事業業務

ア 開催日

令和7年10月5日（日）

イ 会場

熊谷スポーツ文化公園

ウ 実施競技種目

パラスポーツ、デフスポーツ及びアダプテッドスポーツをそれぞれ実施する。実施種目及び実施種目数については提案項目とするが、実施にあたっては各競技団体と調整のうえ実施すること。また、採択種目については、スポーツフェスティバル主催団体と調整のうえ実施すること。なお、提案時には令和6年度のスポーツフェスティバルの採択種目を参考とすること（<https://www.pref.saitama.lg.jp/spo-navi/approach/sportsfestival/spofes2024-kuma.html>）。

（2）その他の業務

ア 事業の企画及び運営計画に関すること

イ 関係機関（手話通訳者を含む）への派遣依頼及び打ち合わせに関するこ

- と
- ウ 大会会場等及び設備等の借り上げ（次年度事業の予約等を含む）に関する
こと
 - エ 各競技団体、関係団体等との連絡調整に関すること
 - オ 説明会等の会場設営並びに来賓招待及び役員等の接遇に関すること
 - カ 事業の準備業務に関すること（各種契約・支払業務を含む）
 - キ 事業実施に係る会議の開催に関すること
 - ク 大会記録（写真等を含む）等に関すること
 - ケ 関係団体等への役員派遣依頼に関すること
 - コ 前日準備及び当日の業務進行全般に関すること
 - サ 事業実施に係る会議の開催に関すること
 - シ 大会の救護体制に関すること
 - ス 事業の情報発信に関すること
 - セ その他事業進行全般に関すること

6 情報共有

事業の進捗状況の報告及び実施上の課題等について、県との情報共有の場を定期で設けること。

7 実績報告

事業完了時に実施報告書を提出し、完了検査を受けること。合格と認められないときは、委託者の指定する期日までに補正を行うこと。その場合の費用については、受託者の負担とする。

8 成果物に関する権利の帰属

- （１）本業務において、著作権、肖像権や個人情報等の取扱いには十分注意すること。
- （２）本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は原則として全て県に帰属する。
- （３）本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこととする。

9 委託業務実施にあたっての留意事項

- （１）本仕様書に記載のない事項については、双方協議により決めるものとする。
- （２）委託先候補者選定後、企画提案の内容について、協議調整を行った上で、予算の範囲内で本業務の契約を締結する。その際に、必要に応じて、特記仕様書を作成することとする。
- （３）契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めることとする。
- （４）本仕様書に記載する各大会等の実施時期及び会場は現段階の予定であり、天災その他やむを得ない事情により会場の利用ができなくなった場合については、代替する会場の確保等、競技の実施・運営に向けた最善の措置を講ずること。
- （５）本業務の目的達成のために、必要と思われる企画、効果的と思われる企画があれば、予算の範囲内で業務内容とすること。

- (6) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (7) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県が保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (9) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。